

市川市耐震改修促進計画



令和8年4月

市川市

目 次

第 1 章 はじめに	1
1.1 計画の目的	1
1.2 改定の背景	1
1.3 計画の位置付け	2
1.4 計画の期間	2
1.5 対象区域	2
1.6 対象建築物	3
第 2 章 地震による建築物等の被害状況	5
2.1 阪神・淡路大震災における被害状況	5
2.1.1 地震の規模等	5
2.1.2 建築物の被害状況	5
2.1.3 死亡原因等	6
2.1.4 建築物の被害の特徴	6
2.2 過去の地震における被害状況	7
2.3 市川市に想定される地震被害想定	9
2.3.1 想定地震	9
2.3.2 被害の特徴	9
2.3.3 被害の概要	9
第 3 章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	10
3.1 耐震化の現状	10
3.1.1 既存建築物棟数	10
3.1.2 耐震化の現状	10
3.2 耐震化の目標設定	12
3.2.1 住宅	12
3.2.2 建築物	12
第 4 章 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針及び考え方	13
4.1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針	13
4.2 耐震診断及び耐震改修に係る支援の考え方	14
4.3 重点的に耐震化をすべき建築物の考え方	14
4.3.1 住宅	14
4.3.2 分譲マンション	14
4.3.3 耐震診断義務付け対象建築物	15
4.3.4 緊急輸送道路を閉塞する可能性がある特定建築物	15

4.3.5 市有建築物.....	15
4.4 沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路と沿道建築物の耐震化.....	16
第5章 耐震化に係る総合的な施策の展開.....	19
5.1 耐震化に係る啓発.....	19
5.1.1 地震による地域危険度の周知.....	19
5.1.2 相談体制の整備.....	19
5.1.3 普及啓発.....	20
5.1.4 耐震化緊急促進アクションプログラム.....	21
5.2 建築物の所有者に対する指導・指示等.....	21
5.2.1 耐震改修促進法による指導等の実施.....	21
5.2.2 建築基準法による勧告又は命令等の実施.....	22
5.2.3 防災査察等の活用.....	22
5.2.4 定期報告制度の活用.....	22
5.3 耐震改修等に対する支援.....	23
5.3.1 耐震診断および耐震改修工事等に係る助成事業.....	23
5.3.2 耐震改修促進税制の普及.....	23
5.3.3 改修計画の認定等による耐震化の促進.....	23
5.4 総合的な安全対策など関連施策の推進.....	24
5.4.1 簡易補強工事に係る助成事業.....	24
5.4.2 平成旧耐震基準の戸建て木造住宅の耐震化の推進.....	24
5.4.3 家具転倒防止等の推進.....	24
5.4.4 建築物における地震時の総合的な安全対策.....	25
第6章 参考資料.....	27
6.1 地震被害の想定.....	27

第1章 はじめに

1.1 計画の目的

「市川市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）」は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）（以下「法」という。）」第6条第1項に基づき策定するものです。本計画を定めることによって、国、県、市及び建築物の所有者等が連携して、本市における建築物の耐震診断及び耐震改修等を計画的かつ総合的に進めることで、都市空間、居住空間における被害の軽減を図るとともに、災害に強い安全で安心な街づくりを進めていくことを目的とします。

1.2 改定の背景

平成7年1月の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて法が制定され、市川市においても、平成12年6月に「市川市既存建築物耐震改修促進計画」を策定しました。

その後、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、建築物の耐震化については、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられたことなどから、平成18年1月に法改正されました。これを受け、平成20年3月に本計画を策定しました。

その後、平成23年3月には、東日本大震災が発生し、市内で最大震度5弱を観測するなど強い揺れに加え、太平洋沿岸を中心に到来した大津波、東京湾沿岸の埋立地などで発生した液状化現象により甚大な被害が発生したことから、平成25年11月に法改正されました。これを受け平成28年3月に本計画を改定し、既存建築物の耐震診断や耐震改修など、耐震化施策を総合的に進めてきたところです。

近年においては平成28年4月の熊本地震、平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震、令和6年1月の能登半島地震が発生するなど、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

さらに、南海トラフ地震及び首都直下地震などについては、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されています。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められています。

このような背景のもと、令和7年7月に建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下、「基本方針」という）が改正され、耐震改修促進計画の速やかな改定が求められていることや、前回の耐震化の目標設定から5年が経過し、本計画に新たな耐震化の目標を設定する必要があることから、本計画を改定するものです。

1.3 計画の位置付け

本計画は、法第6条の規定に基づき、法第4条の規定により定められた「基本方針」の改定を踏まえて、住宅は令和17年度を目標年度とし、建築物は令和12年度を目標年度とした、住宅及び多数の者が利用する建築物等の耐震化を促進するための方針、耐震化率の目標、目標値を達成するための必要な施策等を定めるものです。

また、千葉県耐震改修促進計画及び市川市地域防災計画との整合、連携を図りながら、耐震化を促進するための施策を総合的に推進し、市民等に耐震診断及び耐震改修等の必要性に関する啓発及び知識の普及を積極的に行い、耐震化に関する意識の醸成及び建築物の安全性の向上を図り、地震による建築物の被害を最小限に留め、市民の安全を確保していくこととします。

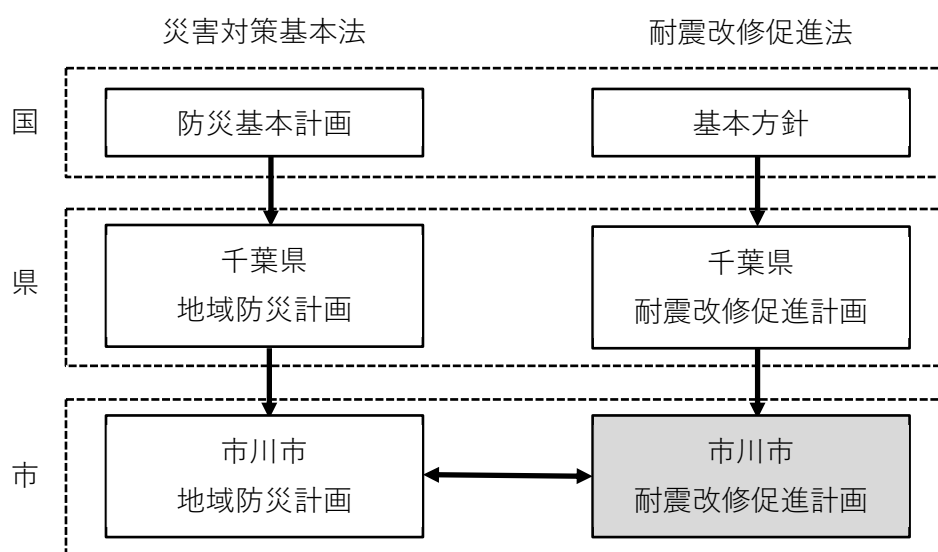


図 1-1 市川市耐震改修促進計画の位置付けイメージ

1.4 計画の期間

本計画は計画期間を、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

なお、本計画において定めた耐震化率の目標値等については、おおむね5年ごとに検証を行うとともに、社会環境の変化等を踏まえ、所要の見直しを行うものとします。

1.5 対象区域

本計画の対象区域は、市川市の全域とします。

1.6 対象建築物

本計画の対象建築物は、市内における既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法、または、これに基づく命令もしくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものをいう。）とします。

（1）旧耐震基準¹⁾で建築された建築物

A. 住宅（戸建て住宅、共同住宅等）

B. 建築物（表 1-1 特定建築物一覧参照）

ア 耐震診断義務付け対象建築物

1) 要緊急安全確認大規模建築物

耐震診断義務付け対象建築物のうち、法附則第3条第1項に規定する不特定多数の者が利用する建築物及び避難に配慮を要する者が利用する建築物で大規模なもの

2) 要安全確認計画記載建築物

- ① 法第5条第3項第1号に基づき「千葉県耐震改修促進計画」に記載された、災害時に避難所となる建築物
- ② 法第5条第3項第2号に基づき「千葉県耐震改修促進計画」に記載された、緊急輸送道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物（以下「緊急輸送道路沿道建築物」という。）

イ 特定建築物

- ・法第14条による特定既存耐震不適格建築物と同等の用途、規模のもの
- ・市有建築物

（2）（1）以外の既存耐震不適格建築物

¹⁾ 旧耐震基準…昭和56年5月31日以前に着工した建築物に適用された耐震基準

表 1-1 特定建築物一覧

用途		指導・助言対象となる要件 (特定既存耐震不適格建築物 (法第14条))	指示対象となる要件 (特定既存耐震不適格建築物 (法第15条第2項)) [5.2.1 A (イ)]	耐震診断義務付けとなる要件 (要緊急安全確認大規模建築物 (法附則第3条)) [5.2.1 B (ア)]
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館 (一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
ホテル、旅館				
賃貸住宅 (共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場 (危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物				
避難路沿道建築物		千葉県耐震改修促進計画または本計画に記載された道路 (4.4 参照) に接する、施行令第4条で定める建築物	左に同じ	千葉県耐震改修促進計画または本計画により特別に指定した道路に接する、施行令第4条で定める建築物

第2章 地震による建築物等の被害状況

2.1 阪神・淡路大震災における被害状況

平成7年に発生した阪神・淡路大震災においては、多くの尊い命が奪われました。このことを鑑み、建築物の地震に対する安全性を確保するため耐震改修促進法が制定されました。

阪神・淡路大震災は、耐震改修を促進する基本となっていることから、その被害状況等を示します。

2.1.1 地震の規模等

1995年（平成7年）1月17日午前5時46分に本震が発生し、震源の深さが約16km、規模マグニチュード7.3の大都市を襲った直下型地震です。

2.1.2 建築物の被害状況

この地震では、昭和56年以前に建築された耐震性の不十分な建築物に多くの被害がみられ、約30%が倒壊、崩壊、大破であり、約70%が小破以上の被害を受けているのに対し、昭和57年以降の新耐震設計基準で建築された建築物は、小破以上の被害を受けたものが約30%にとどまっています。被害の要因としては、経年変化や不適切な施工、接合部の金物の不足等により、十分な耐震性を有していなかったことなどが推定されています。

このことから、中規模の地震（震度5強程度）に対しては、建築物に殆ど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模地震（震度6強、震度7程度）に対しては、建築物や人命に危害を及ぼすような倒壊、崩壊等を生じないという、新耐震設計基準の考え方がほぼ合っていたといわれています。

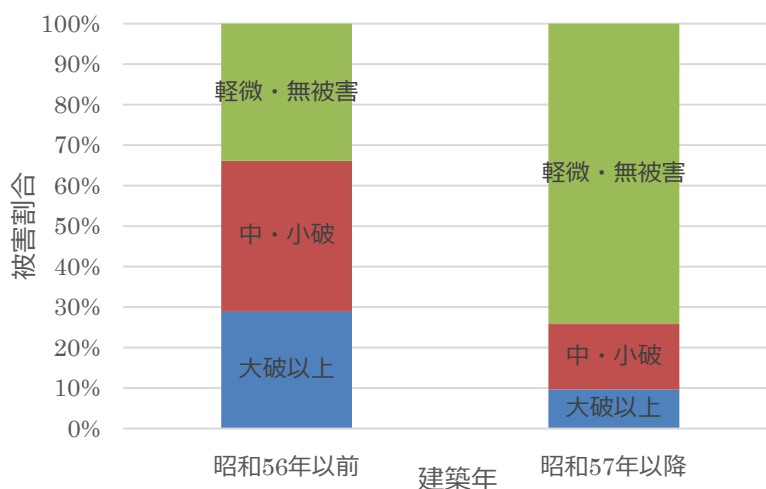


図 2-1 阪神・淡路大震災の被害状況²⁾

²⁾資料：阪神・淡路大震災調査委員会報告書（平成7年）より

2.1.3 死亡原因等

消防庁の調べによれば、直接地震による死者数は5,502名、全壊住宅数は約10万5千戸といわれ、死亡原因のほとんどが家屋、家具類等の倒壊による圧迫死といわれています。

表 2-1 阪神・淡路大震災における死亡の原因

死亡原因	死者数	割合
家屋・家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831人	88%
焼死体（火傷死体）及びその疑いのあるもの	550人	10%
その他	121人	2%
合 計	5,502人	100%

※ 平成7年度版「警察白書」より（平成7年4月24日現在）警察庁調べ

なお、消防庁「阪神・淡路大震災について」（確定報、平成18年5月19日）では、平成7年より死者数が、932名増え、6,434名となっております。

2.1.4 建築物の被害の特徴

建築物の被害の状況を調査すると以下のような特徴があるといわれています。

- ・ 昭和56年以前の建物は工法等に関係なく全般的に被害が多かった。
- ・ 昭和56年以前の木造軸組工法は非常に被害が大きかった。
- ・ 木造では軸組工法に被害が大きく、2×4工法、その他の木質パネル工法等の被害は少なかった。
- ・ 鉄骨系プレハブ住宅、コンクリート系プレハブ住宅等のわりと新しい工業化住宅は被害が少なかった。
- ・ 壁式コンクリート住宅は被害が非常に少なかった。
- ・ 昭和56年以降の鉄筋コンクリート造、重量鉄骨造の建物は被害の数は多くなかったものの、被害を受けた物はバランスの悪い建物などかなり構造的に無理をした設計のものが多かった。
- ・ 壁量の少ない建物の被害やピロティー形式の建物の被害が目立った。
- ・ 鉄骨造の、柱脚の被害が目立った。
- ・ RC造と鉄骨造の、柱と梁の接合部の被害が目立った。

※平成18年度「建築防災研修会テキスト」等より

2.2 過去の地震における被害状況

阪神・淡路大地震の他にも戦後において、数々の地震により大きな被害が発生しています。

表 2-2 戦後の大きな被害を出した地震（理科年表及び総務省消防庁・気象庁データ等より）

発生日月	名称	左:マグニチュード		被害(人、棟)
		右:震度		
1946(昭和 21)/12/21	南海地震	8.0	5	死者 1,330、家屋全壊 11,591、半壊 23,487、 流失 1,451、焼失 2,598
1948(昭和 23)/6/28	福井地震	7.1	6	死者 3,769、家屋全壊 36,184、半壊 11,816、焼失 3,851
1950(昭和 25)年	建築基準法制定			
1952(昭和 27)/3/4	十勝沖地震	8.2	5	死者・行方不明 33、家屋全壊 815、半壊 1,324、流失 91
1962(昭和 37)/4/30	宮城県北部地震	6.5	4	死者 3、住家全壊 340、半壊 1,114
1964(昭和 39)/6/16	新潟地震	7.5	5	死者 26、家屋全壊 1,960、半壊 6,640、浸水 15,298
1968(昭和 43)/5/16	十勝沖地震	7.9	5	死者 52、建物全壊 673、半壊 3,004
1971(昭和 46)年	建築基準法施行令改正 〔旧耐震基準〕			RC造:柱のせん断補強強化 一体のRC基礎 等
1974(昭和 49)/5/9	伊豆半島沖地震	6.9	5	死者 30、建物全壊 134、半壊 240、全焼 5
1978(昭和 53)/1/14	伊豆大島近海地震	7.0	5	死者 25、建物全壊 96、半壊 616
1978(昭和 53)/6/12	宮城県沖地震	7.4	5	死者 28、住家全壊 1,183、半壊 5,574
1981(昭和 56)年	建築基準法施行令改正 〔新耐震基準〕			構造計算へのじん性の導入 木造:基礎の緊結、壁量計算の見直し 等
1983(昭和 58)/5/26	日本海中部地震	7.7	5	死者 104、建物全壊 934、半壊 2,115 流失 52、 一部破損 3,258
1984(昭和 59)/9/14	長野県西部地震	6.8	(4)	死者 29、建物全壊・流失 14、半壊 73、一部破損 565
1987(昭和 62)/12/17	千葉県東方沖地震	6.7	5	死者 2、建物全壊 10、一部破損 60,000 余
1993(平成 5)/1/15	釧路沖地震	7.8	6	死者 2、住家全壊 12、半壊 73、一部破損 3,389
1993(平成 5)/7/12	北海道南西沖地震	7.8	6	死者・行方不明 230、住家全壊 601、半壊 408、 一部破損 5,490、浸水 455、建物火災 192
1994(平成 6)/10/4	北海道東方沖地震	8.1	6	住家全壊 61、半壊 348、一部破損 7,095、浸水 184
1994(平成 6)/12/28	三陸はるか沖地震	7.5	6	死者 3、住家全壊 72、半壊 429、一部破損 9,021
1995(平成 7)/1/17	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	7.2	7	死者・行方不明 6,434、住家全壊 104,906、半壊 144,274、一部破損 263,702、全焼 6,982、半焼 89
1995(平成 7)年	建築物の耐震改修の促進に関する法律 (耐震改修促進法)の制定			特定建築物所有者への耐震診断・改修の努力義務 耐震改修計画の認定による建築基準法の特例 耐震診断・改修技術指針の国による提示
2000(平成 12)/10/6	鳥取県西部地震	7.3	6強	住家全壊 431、半壊 3068、一部破損 17,296
2001(平成 13)/3/24	芸予地震	6.7	5強	死者 2、住家全壊 69、半壊 558、一部破損 41,392

2003(平成 15)/5/26	宮城県沖の地震	7.0	6弱	住家全壊 2、半壊 21、一部破損 2,404
2003(平成 15)/7/26	宮城県北部の地震	6.2	6強	住家全壊 1,247、半壊 3,698、一部破損 10,975
2003(平成 15)/9/26	十勝沖地震	9.0	6弱	住家全壊 104、半壊 345、一部破損 1,560
2004(平成 16)/10/23	新潟県中越地震	6.8	7	死者 51、住家全壊 3,185、半壊 13,715、 一部破損 104,560、建物火災 9
2005(平成 17)/3/20	福岡県西方沖地震	7.0	6弱	死者 1、住家全壊 133、半壊 244、一部破損 8,620
2005(平成 17)/7/23	千葉県北西部地震	6.0	5強	エレベーター閉じ込め 78(47)
2005(平成 17)/8/16	宮城県沖の地震	7.2	6弱	住家全壊 1
2006(平成 18)/1/26	改正耐震改修促進法の施行			建築物に対する指導等の強化
2007(平成 19)/3/25	能登半島沖の地震	6.9	5弱	死者 1、住家全壊 686、半壊 1,740
2007(平成 19)/7/16	新潟上中越沖の地震	6.8	6強	死者 15、住家全壊 1,331、半壊 5,710、一部破損 37,633
2008(平成 23)/6/14	岩手・宮城内陸地震	7.2	6強	死者 17、行方不明 6、住家全壊 30、半壊 146
2008(平成 20)/7/24	岩手県沿岸北部の地震	6.8	6弱	死者 1、住家全壊 1、半壊 146
2009(平成 21)/8/11	駿河湾の地震	6.5	6弱	死者 1、住家半壊 6、一部破損 8,672
2011(平成 23)/3/11	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	9.0	7	死者 19,074、行方不明 2,633、住家全壊 127,361、 半壊 273,268、一部破損 762,277
2011(平成 23)/3/12	長野県・新潟県境の地震	6.7	6強	死者 3、住家全壊 73、半壊 427
2011(平成 23)/3/15	静岡県東部の地震	6.7	6強	住家半壊 103、一部破損 984
2011(平成 23)/6/30	長野県中部の地震	5.4	5強	死者 1、半壊 24、一部破損 6,117
2012(平成 24)/3/14	千葉県東方沖の地震	6.1	5強	死者 1、一部破損 3
2012(平成 24)/12/7	三陸沖の地震	7.3	5弱	死者 1、一部破損 1
2013(平成 25)/4/13	淡路島付近の地震	6.3	6弱	住家全壊 8、半壊 101、一部破損 8,305
2013(平成 25)/11/25	改正耐震改修促進法の施行			一定規模の建築物の耐震診断結果報告を義務化 認定制度の拡大
2014(平成 26)/11/22	長野県北部の地震	6.7	6弱	住家全壊 77、半壊 137、一部破損 1,626
2016(平成 28)/4/14	熊本地震	7.3	7	死者 273、住家全壊 8,667
2016(平成 28)/10/21	鳥取県中部を震源とする地震	6.6	6弱	全壊 18
2018(平成 30)/4/9	島根県西部を震源とする地震	6.1	5強	全壊 16
2018(平成 30)/6/18	大阪府北部を震源とする地震	6.1	6弱	全壊 21
2018(平成 30)/9/6	北海道胆振東部地震	6.7	7	死者 43、住家被害 469
2019(平成 31)/1/1	改正耐震改修促進法施行令の施行			通行障害建築物に組積造の塀を追加
2024(令和 6)1/1	能登半島地震	7.6	7	死者 592 人、住家全壊 6520、住家半壊 23600

2.3 市川市に想定される地震被害想定

【第6章 参考資料「6.1 地震被害の想定」参照】

2.3.1 想定地震

近年、南関東直下地震の逼迫性が高まっていると言われており、本市において最も被害が大きいと想定されている東京湾直下（本市の真南）のフィリピン海プレート内を震源域とする東京湾直下地震（マグニチュード7.3、断層平均深さ約48km程度）を本計画の想定地震とします。

2.3.2 被害の特徴

A. 想定地震による震度

本市全域で震度6弱、6強の地震に見舞われ、特に市中央部や行徳地域東部で震度が高くなっています。

B. 液状化被害

液状化の起こりやすさは、地表面の揺れに大きく影響されます。液状化の危険度分布は、本市を形成している元々の地盤による影響が大きく、北部のローム台地を除いたエリアでその危険度が高くなっている。

液状化が起こることによる、直接的な人的被害はさほど多いものではないと考えられますが、建物やライフラインに対して大きな影響をおよぼすことが考えられます。

2.3.3 被害の概要

A. 物的被害

被害分布は、震度の大きい市中部等で、その危険度が高くなっている。市全体では5,000棟を超える全壊（倒壊含む）被害が想定されています。

また瓦礫の発生での道路閉塞による交通障害や、それに伴う救助・救出活動の遅れ、ライフラインの復旧の遅れなどにつながることも考えられます。

B. 人的被害

建物被害の多いと考えられる市中部等において多くの被害が予想されます。市全体では冬18時強風時の発災で約450人の死者、約390人の重傷者、約1400人の軽症者が想定されます。

※被害想定については、市川市地域防災計画（震災編）に記載されている東京湾直下地震のケースに基づき想定された状況です。

第3章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

3.1 耐震化の現状

3.1.1 既存建築物棟数

市川市内の建築物総数は、令和7年1月1日時点において約11万棟で、延床面積総計は約2,480万㎡です。

表 3-1 既存建築物棟数（SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造、RC造：鉄筋コンクリート造、S造：鉄骨造）

	木造	SRC・RC造	S造	その他
棟数（棟）	約85,800棟	約5,600棟	約17,100棟	約500棟
延べ面積（㎡）	約995万㎡	約865万㎡	約620万㎡	約2万㎡

（令和8年版 市川市統計年鑑）

3.1.2 耐震化の現状

A. 住宅（一戸建て住宅、共同住宅）

令和5年度の住宅・土地統計調査では、市川市の住戸総数は約24万1千戸（一戸建て住宅：約8万2千戸、共同住宅その他の住宅：約15万9千戸）です。

その内、昭和55年以前に建てられた（昭和56年5月31日以前（旧耐震設計基準）に建てられたもの。以下同じ。）住宅の住戸数は、約4万2千戸で、そのうち耐震性がないと推測されるものは約7千戸、耐震性があると推測されるものは約3万5千戸です。（県が推計した耐震性比率による。）

また、昭和56年以降（昭和56年6月1日以降（新耐震設計基準）に建てられたもの。以下同じ。）の住宅数は、約19万9千戸と推測でき、これに昭和55年以前に建てられた住宅で、耐震性があるもの約3万5千戸を加えると、耐震性がある住宅数が約23万4千戸となります。よって住宅全体の耐震化率は、約97%となります。

表 3-2 住宅における耐震化の現状

区分	総戸数 (a+b+c)	昭和55年以前		昭和56年以降	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)
		耐震性無 a	耐震性有 b	(耐震性有) c	
総数	約241千戸	約7千戸	約35千戸	約199千戸	約97%
一戸建て住宅	約82千戸	約4千戸	約15千戸	約63千戸	約95%
共同住宅等	約159千戸	約3千戸	約20千戸	約136千戸	約98%

- ※ 住宅の各戸数及び耐震化率は、令和5年住宅・土地統計調査（総務省統計局）を基にした推計値です。
- ※ 昭和55年以前の住宅で、耐震改修済の住宅を推計し、耐震性有の住宅に含めています。
- ※ 昭和56年以降に建築された住宅については、一定の耐震性があるものとみなして耐震化率を算出しています。

B. 建築物

ア. 耐震診断義務付け対象建築物

法に基づき耐震診断が義務化された耐震診断義務付け対象建築物は、令和8年2月末において52棟です。そのうち、耐震性があることが確認された建築物は47棟、除却等により耐震性が不十分な状態が解消された建築物は2棟で、耐震性不足解消率は約94%です。

表 3-3 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の現状

区分	総棟数 (a+b+c+d)				耐震性不足 解消率 (c+d)/(a+b+c+d)	
	耐震性無 a	未診断 b	耐震性有 c	除却等 d		
耐震診断義務 付け対象建築物 総数	52 棟	3 棟	0 棟	47 棟	2 棟	約 94%
要緊急 安全確認 大規模建築物	51 棟	3 棟	0 棟	47 棟	1 棟	約 94%
要安全確認 計画記載 建築物	1 棟	0 棟	0 棟	0 棟	1 棟	100%

※ 棟数及び耐震性不足解消率は、令和8年2月末日時点の数値です。

イ. 特定建築物

令和7年3月末における特定建築物の棟数は、市有建築物が274棟、民間建築物が約1,484棟です。その内、昭和55年以前のもの（新耐震設計基準より前に建てられた建築物）は市有建築物が182棟、民間建築物が約144棟です。

昭和55年以前のものについて、市有建築物は耐震診断の結果、耐震性がないものについてもすべて耐震改修等（建替え計画を含む）を終えております。民間建築物は、国の推計方法にて算出すると約89棟が耐震性があると推計できます。

よって、特定建築物全体の耐震化率は、市有建築物が100%、民間建築物が約96%、全体で約97%です。

表 3-4 特定建築物における耐震化の現状

区分	総戸数 (a+b+c)	昭和55年以前		昭和56年以降	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)
		耐震性無 a	耐震性有 b	(耐震性有) c	
総数	約1,758棟	約55棟	約271棟	約1,432棟	約97%
市有	274棟	0棟	182棟	92棟	100%
民間	約1,484棟	約55棟	約89棟	約1,340棟	約96%

- ※ ここに示す特定建築物とは、耐震改修促進法第14条に掲げる学校、体育館、劇場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の用途、規模等の建築物です。(表1-1参照)
- ※ 特定建築物の各棟数及び耐震化率は、令和7年3月1日時点の数値です。
- ※ 昭和56年以降に建築された住宅については、一定の耐震性があるものとみなして耐震化率を算出しています。

3.2 耐震化の目標設定

令和7年7月の国の基本方針の改定では、「住宅」と耐震診断義務付け対象建築物のうち「要緊急安全確認大規模建築物」それぞれの目標を定める考えが示されました。本市においても国の基本方針を踏まえつつ、新たな耐震化の目標を設定し、住宅と建築物の耐震化促進に取り組みます。

3.2.1 住宅

旧耐震基準で建築された耐震性が不十分な住宅を令和17年度までに、おおむね解消することを目標とし、耐震化の促進に努めます。また、住宅の中でも、木造の戸建て住宅の耐震化率が低いことから、戸建て住宅の耐震化の向上を目指します。

3.2.2 建築物

耐震診断義務付け対象建築物のうち、特に耐震化の重要性の高い要緊急安全確認大規模建築物に重点化して、令和12年度までに、耐震性が不十分ものをおおむね解消することを目標とします。

第4章 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針及び

考え方

4.1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

民間建築物における耐震化の取組み方針

建物所有者は、いつどこで発生してもおかしくないといわれている大地震による甚大な被害を認識し、耐震化に対しての意識を持つことが重要です。

そこで市は、

- ①耐震化に係る啓発
- ②建築物の所有者への指導・指示等
- ③耐震診断及び耐震改修等に対する支援

の観点から、「耐震化を促進する三本の柱」で総合的に耐震化の促進に取り組めます。

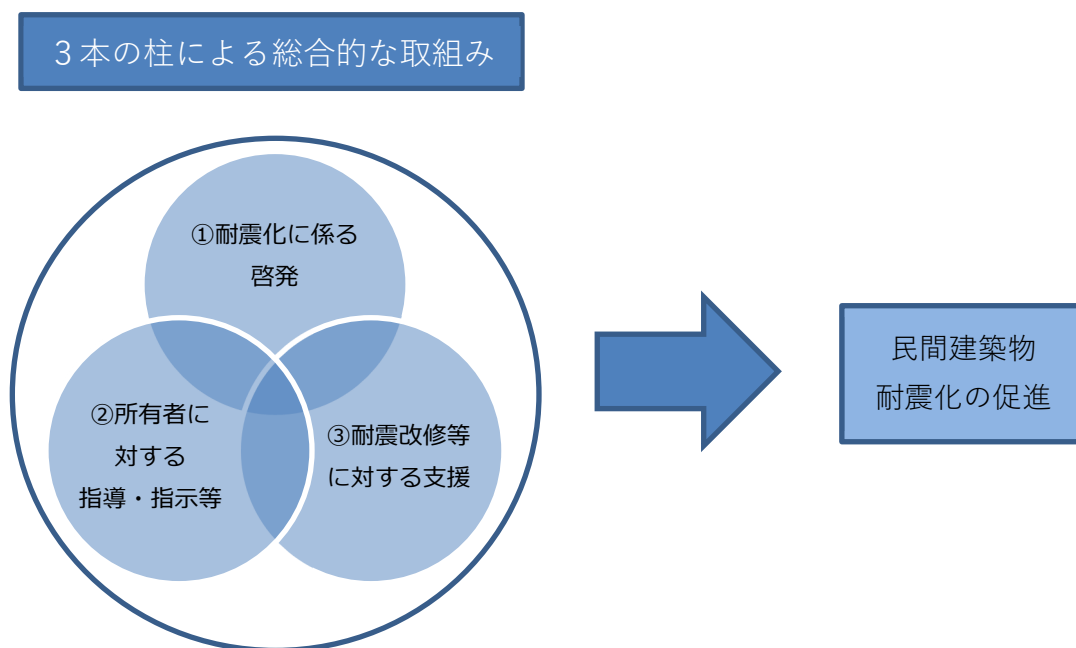


図 4-1 耐震化を促進する三本の柱での総合的な取組み

4.2 耐震診断及び耐震改修に係る支援の考え方

建築物に関わる地震対策は、所有者等が自己の責任において、自らの建築物の安全性を確保することが原則であり、平成25年の改正法において、全ての既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。

しかしながら、個々の住宅や建築物は都市を構成する社会資本であり、その耐震性を向上することは災害に強いまちづくりを推進する上で不可欠です。したがって市は、耐震化率の低い木造一戸建て住宅（賃貸を除く。）及び分譲マンションの居住者の耐震性への不安解消のため、耐震診断、耐震改修に対する支援制度を設けて支援していきます。

4.3 重点的に耐震化をすべき建築物の考え方

重点的に耐震化すべき建築物について、市全体の防災性能を向上させて、多数の市民の生命と財産を守るという観点から、以下の住宅・建築物について、特に重点的な耐震化の取組を行っていくこととします。

4.3.1 住宅

A. 耐震性能が特に低い住宅

過去の地震では、旧耐震基準で建てられた建築物を中心に多くの木造住宅が倒壊などの被害を受けました。旧耐震基準により建築され老朽化が進んだ住宅は、中規模な地震でも倒壊等の恐れがあり、居住者の人命と財産を危うくします。そこで、このような耐震性能が特に低い住宅について、早急に耐震化を進める必要があります。

B. 建物被害危険度の高い地域の住宅

古い住宅の密度が高い地域は、地震時に倒壊した住宅が道路を閉塞させたり、火災による延焼被害等の二次災害を引き起こす等、大規模な人的被害につながる可能性があります。このような地域（市川市地域防災計画に定める「建物被害危険度」の高い地域）は重点的に耐震化を進める必要があります。

4.3.2 分譲マンション

分譲マンションは、価値観や経済状況等が異なる多数の所有者が居住し、複雑な権利関係を有しており、一度地震によって被災し再建する場合、合意形成等が難しいという課題があります。このため分譲マンションは、1棟の建築物での被害が大きいこと、被災した場合再建が困難なことより、耐震化を進める必要があります。

4.3.3 耐震診断義務付け対象建築物

法に基づき耐震診断が義務化された建築物（要安全確認計画記載建築物、要緊急安全確認大規模建築物）の所有者は、建築物の耐震診断を行い、その結果を決められた期限までに市に報告する義務があります。報告を受けた市は、耐震診断結果の内容をホームページ等において公表します。また、所有者に対し知識の普及や情報提供を行うとともに、耐震化に向け必要な指導及び助言等を行います。

4.3.4 緊急輸送道路を閉塞する可能性がある特定建築物

地震発生後に、避難・救援・復興活動に重要な役割をはたす緊急輸送道路を閉塞することがないよう、沿道の住宅・建築物の耐震化を進める必要があります。

4.3.5 市有建築物

庁舎、学校、公民館等の市有建築物の多くは、災害時に避難所や応急活動の拠点として活用される場所です。これまでは、特定建築物及び災害時の拠点施設等について、「市川市所有建築物耐震化整備プログラム（平成20年4月）」に基づき、耐震化を進めてきました。

今後は、上記以外の建築物についても、「市川市公共施設等総合管理計画（平成28年3月策定）」及び「市川市公共施設個別計画」に基づく公共施設の再編・整備に伴い、市有建築物の耐震化を推進します。

4.4 沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路と沿道建築物の耐震化

千葉県地域防災計画において、大規模な地震が起きた場合における避難、救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等、広範な応急対策活動を広域的に実施し、非常事態に対応した交通の確保を図るため、緊急輸送ネットワークを位置付けています。

本計画では、地震による建築物の倒壊等により緊急時に通行障害が生じないように、その緊急輸送ネットワークにおける緊急輸送道路(※1)を、法第6条第3項第2号に掲げる道路とします。また、緊急輸送道路に敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物(通行障害建築物(※2)であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。)に対して耐震化促進の施策を図っていきます。

(※1) 緊急輸送道路とは、大規模な地震が起きた場合に、避難、救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等、広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的として千葉県地域防災計画により定められた道路で、市川市内は、下記の15路線となっています。

表 4-1 市川市における緊急輸送道路一覧

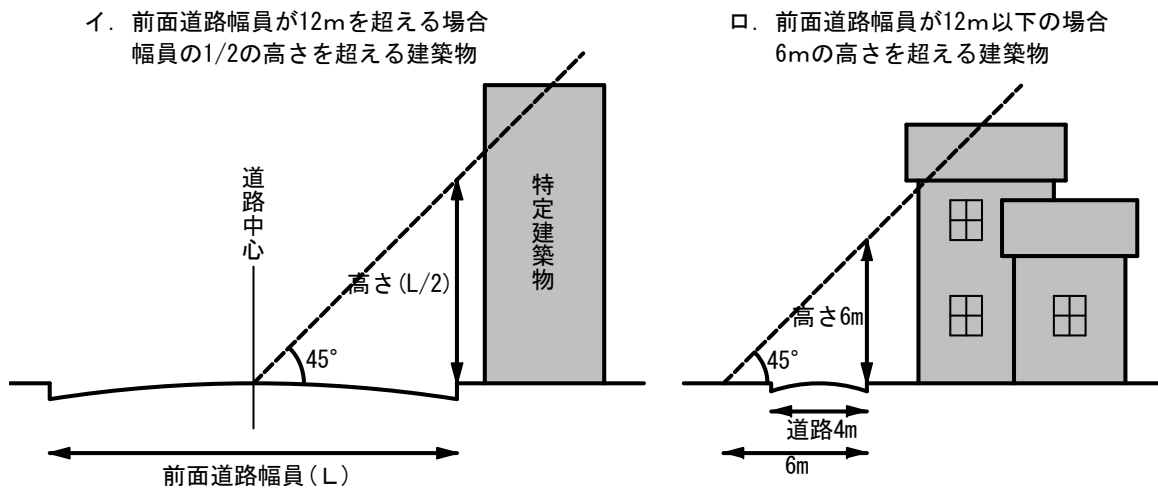
ルート番号	路線名	区間(市内)	
①	東関東自動車道水戸線	高谷	～ 二俣
②	京葉道路	稲荷木	～ 二俣
③	首都高速道路湾岸線	塩浜3丁目	～ 高谷
④	一般国道14号	市川3丁目	～ 高石神
⑤	一般国道357号	塩浜3丁目	～ 二俣
⑥	一般国道464号	大町	
⑦	市川松戸線	市川2丁目	～ 国府台4丁目
⑧	市川浦安線	新井2丁目	～ 八幡1丁目
⑨	東京市川線	新井3丁目	～ 広尾2丁目
⑩	松戸原木線	若宮3丁目	～ 大野町1丁目、 堀之内3丁目
⑪	一般国道298号	高谷	～ 北国分1丁目
⑫	東関東自動車道水戸線 (東京外環自動車道)	高谷	～ 北国分1丁目
⑬	市川柏線	八幡3丁目	～ 大野町1丁目
⑭	市川印西線	鬼越1丁目	～ 若宮3丁目
⑮	若宮西船市川線	大和田2丁目	～ 市川2丁目

(※2) 耐震改修促進法第14条第1項第三号に該当する建築物（緊急輸送道路に敷地が接する通行障害建築物）とは、次に掲げるものとする。

A. 緊急輸送道路沿道建築物（耐震改修促進法施行令第4条第一号関連）

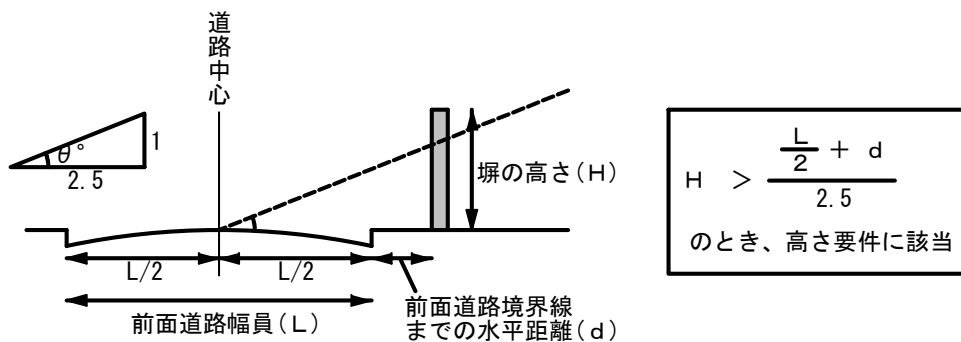
耐震関係規定に適合しない建築物で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該次の距離を加えたものを超える建築物とする。

- イ. 12mを超える場合 前面道路幅員の2分の1に相当する距離
- ロ. 12m以下の場合 6m



B. 通行障害建築物となる組積造の塀（耐震改修促進法施行令第4条第二号関連）

緊急輸送道路に敷地が接する建築物に附属する組積造の塀のうち、前面道路に面する部分の長さが25mを超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の1/2に相当する距離を加えた数値を2.5で除して得た数値を超える組積造の塀であって、建築物に附属するもの。



第5章 耐震化に係る総合的な施策の展開

5.1 耐震化に係る啓発

5.1.1 地震による地域危険度の周知

市川市地域防災計画では、震災予防計画の基本目標を、

1. 災害に強い都市構造（もの）の構成
2. 災害に強い市民（ひと）の育成
3. 災害に強い協力体制（しくみ）の確立

の3つの柱で構成しています。

災害に強い街づくりを推進するには、市民一人ひとりが自分の住んでいる地域の危険性を理解し、日頃から備え、大地震発生時において冷静沈着に行動できることが重要です。

このようなことから、市民、建築物の所有者等に地域の危険性の意識啓発を図るため、市川市の地震被害想定地図（市川市減災マップに記載）を公開し、市民に対し周知を行っています。

（参考資料 「地震被害の想定」参照）

5.1.2 相談体制の整備

A. 耐震相談窓口

住宅や建築物の耐震化を図る第一歩として、市民や事業者が気軽に相談できる環境整備を行うことが必要です。また、様々な相談に対して的確に対応することも重要です。

このことから、市民や事業者からの相談などに対して、いつでも適切に対応できるよう、市は耐震診断および耐震改修に係る耐震相談窓口を設置しております。

この窓口では、耐震診断や耐震改修に関する一般的な相談だけでなく、市が実施する耐震化に係る施策や助成事業、耐震改修工法の事例紹介など総合的な対応を行います。

耐震相談窓口

市川市 街づくり部 建築指導課 耐震担当

電話：047-712-6337

B. 市内の建築関係団体による耐震相談会の開催

市民や事業者の耐震化に係るニーズに応えるためには、市役所に設置する耐震相談窓口だけでなく、市内の各地域において相談できる機会を提供することも必要と考え、市は千葉県建築士事務所協会市川浦安支部及び千葉県建築士会市川・浦安支部、市川住宅リフォーム相談協議会の

協力を得て、市有施設を利用し、定期的に耐震無料相談会を開催しています。

今後も、耐震診断および耐震改修に係る市民や事業者からの無料相談会を定期的に開催するなど相談体制の充実を図ります。

また、自治会などに専門家を派遣して出前耐震相談会などを実施します。

なお、相談会の開催については、広報やホームページでお知らせします。

5.1.3 普及啓発

A. 耐震化に係る事業の周知

市民が住宅の耐震診断および耐震改修を実施するためには、市が実施する支援制度や耐震化の基準などについて正確に把握することが重要です。

木造住宅・分譲マンションについては、現在実施している「耐震診断・改修助成事業」の更なる活用を進めます。

このことから、市は、市民や事業者には、市が実施する耐震化に係る事業や制度の内容をマスメディア、広報紙およびホームページ等を通じてお知らせしていますが、今後さらに耐震化の必要性に関する情報や、耐震診断・改修に関する相談窓口、各種支援策についても周知に努めます。

また、要緊急安全確認大規模建築物及び緊急輸送道路沿道の建築物については、重点的に啓発を行っていきます。

B. パンフレット等の配布による啓発

市民が自らの住まいにおける耐震化の状況を把握するためには耐震診断を実施する必要があります。まず始めに、どの程度の耐震性を有しているか簡略的に自己診断することが耐震化への第一歩となります。

このことから、市はイベント等の機会にパンフレットを配布し、市民自らが簡易な耐震診断ができるよう紹介し、精密な耐震診断、耐震改修等の必要性を周知していきます。また、耐震性が不十分な木造住宅の所有者に対して戸別に訪問を行うなど、市から積極的に働きかけます。

C. 自治会等との連携策・取組み支援策

耐震改修を促進するためには、地域全体で耐震化の意識を高めることが重要です。

また、災害時の避難や消火活動は、地域に組織された自主防災組織により自助及び共助の観点から行われることが最も有効です。

このことから、自主防災組織の構成単位である自治会や町内会との連携のもと、パンフレット配布や耐震化促進のための出前耐震講座の開催等を行い、きめ細かく耐震化の促進を図って建築物の耐震改修の促進に取り組んでいきます。

D. 住宅リフォーム窓口等との連携

リフォーム工事やバリアフリーを目的とした改修工事に併せて耐震改修を行うことは、費用等の面でメリットがあることから、リフォーム関係部門との連携を図ることにより、耐震改修への誘導を行っていきます。

5.1.4 耐震化緊急促進アクションプログラム

本計画に定めた目標を達成するためには、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進取組、耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組、改修事業者の技術力向上を図る取組、耐震化の必要性に係る普及・啓発が重要です。

このため、市川市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進します。

5.2 建築物の所有者に対する指導・指示等

5.2.1 耐震改修促進法による指導等の実施

A. 既存耐震不適格建築物

(ア) 指導・助言

法では、住宅をはじめとする既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めることとなっています。市は、耐震関係規定に適合しない建築物の所有者に対して、必要に応じて、指導・助言を行うものとします。

(イ) 指示、公表

市は、法第15条第2項に定める特定既存耐震不適格建築物（特定建築物（表1-1参照）のうち、耐震規定に適合しないもの）の所有者に対して、耐震診断及び耐震改修に必要な指導及び助言を行い、指導に従わない所有者に対しては必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨をホームページ等で公表します。

B. 耐震診断義務付け対象建築物

(ア) 耐震診断・報告の実効性確保

市は、耐震診断義務付け対象建築物（表1-1参照）の所有者に対して、耐震診断結果の報告義務がある旨の通知を行い、耐震診断の確実な実施を図ることとします。

(イ) 耐震診断結果の公表

市は、耐震診断義務付け対象建築物の所有者から報告を受けた耐震診断結果をホームページ等で公表するものとします。

(ウ) 耐震改修に係る指導・助言、指示、公表

市は、重点的に耐震化すべき建築物と位置付けた耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、早期に耐震化を図るよう、耐震改修に必要な指導及び助言を行うこととします。指導に従わない所有者に対しては必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨をホームページ等で公表します。

5.2.2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

指導・助言、指示及び公表の措置をとったにも関わらず、建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合において、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがある建築物については建築基準法による勧告を、著しく保安上危険と認める建築物については建築基準法による命令を行います。

「勧告」

指示・公表を行った後、相当の猶予期間をおいた後の期限を越えても指示に従わなかった場合、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがある建築物に対して、必要に応じて建築基準法第10条第1項の勧告を行います。

「命令」

勧告を行った後、正当な理由がなく、勧告に係る措置をとらなかった場合は、建築基準法第10条第2項の命令を行います。

著しく保安上危険であると認められる建築物については、指示・勧告が行われていない場合でも、建築基準法第10条第3項の命令を行う場合もあります。

5.2.3 防災査察等の活用

市は、防災査察等の機会を活用して、特定建築物の所有者等に対し、耐震改修等に関し必要な情報提供を行い、指導し、耐震改修等に関する意識の啓発を図ります。

5.2.4 定期報告制度の活用

市は、建築基準法に基づく定期報告制度を徹底させ、特定建築物の所有者等に対し、耐震改修等に関し必要な情報提供を行い、指導し、耐震改修等に関する意識の啓発を図ります。

5.3 耐震改修等に対する支援

5.3.1 耐震診断および耐震改修工事等に係る助成事業

市は、住宅および建築物の耐震化を図るため、耐震診断および耐震改修に係る助成事業を行います。具体的には木造一戸建て住宅および分譲マンションについて、耐震診断から改修までの各段階において助成を行います。なお、本助成事業では耐震改修後において、木造一戸建て建築物の場合は構造耐震指標 I_w 値 1.0 以上、分譲マンションの場合は構造耐震指標 I_s 値 0.6 以上となることが条件となります。

5.3.2 耐震改修促進税制の普及

平成 18 年度税制改正において耐震改修促進税制が創設され、既存住宅を耐震改修した場合、その証明書を添付して確定申告を行うことなどにより、所得税額の特別控除や固定資産税額の減額措置を受けられます。住宅の耐震化を促進するための手段として、耐震改修促進税制を普及させることは有効であると考えられます。

助成制度利用者等に制度周知を行うとともに、ホームページ等で周知を行います。

5.3.3 改修計画の認定等による耐震化の促進

法では、耐震改修計画の認定、建築物の地震に対する安全性に係る認定及び区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定が制度化され、建築物の所有者やマンションの管理者等に対して特例措置等を講じることにより建築物の耐震化が円滑に促進されることが期待されています。

A. 計画の認定制度（法第 17 条）

建築物の耐震改修をしようとする者は、耐震改修の計画を作成し所管行政庁の認定を受けることができます。所管行政庁の認定を受けることにより、耐震改修でやむを得ず増築するものについて、容積率・建蔽率の緩和が受けられます。

B. 建築物の地震に対する安全性に係る認定制度（法第 22 条）

耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認める場合、地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を行います。認定を受けた建築物の所有者は、当該建築物等に認定を受けている旨の表示を付することができます。

C. 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定（法第 25 条）

耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物を耐震改修する場合、管理組合総会の決議要件が、4 分の 3 以上から過半数に緩和されました。

D. 除却の必要性に係る認定、容積率の特例（マンション建替円滑化法第 102 条、第 105 条）

除却の必要性の認定を受けたマンションを建替える場合の容積率の特例許可を受けることで、許可の範囲内で容積率が緩和されます。

5.4 総合的な安全対策など関連施策の推進

5.4.1 簡易補強工事に係る助成事業

耐震改修に係る助成事業では、木造建築物の構造耐震指標 I_w 値 1.0 以上を満足することが前提ですが、空間的、費用的な面でこれらの指標を満足することが困難な場合も想定され、このような場合でも簡易補強工事等で耐震性を向上することは有効な手段の一つと考えられます。

市は、防災性向上の観点から、木造住宅の場合で、耐震改修後、 I_w 値 1.0 未満の場合などにおいてもその工事費の一部に対して助成します。

5.4.2 平成旧耐震基準の戸建て木造住宅の耐震化の推進

平成 28 年に発生した熊本地震では、新耐震基準導入後、構造関係規定が追加された平成 12 年 5 月までの基準（平成旧耐震基準）により建てられた木造住宅にも一定の被害があったことが確認されました。この原因として、柱とはり等の接合部の接合方法が不十分であったことなどが確認されており、旧耐震基準だけでなく、平成旧耐震基準の戸建木造住宅についても、特に現行の耐震基準に適合しないものの耐震化を図っていきます。

5.4.3 家具転倒防止等の推進

地震災害時に家具等の転倒による人的被害も多いことから、建築物の耐震化の推進とともに、家具等の転倒防止策の推進は重要な課題です。

このことから、市は家具転倒防止器具の啓発及び周知を図ります。また、防災訓練等において家具等の転倒防止のための対策事例、対策用品等の情報を広く提供し、家具等の転倒防止策の推進を図ります。

5.4.4 建築物における地震時の総合的な安全対策

A. 各種落下物対策

地震が発生すると、建築物本体の倒壊だけでなく、付属する看板や外壁、ガラス等が落下し、通行人等に被害を与えることがあります。このような被害を防止するために、特定行政庁においては、建築基準法による定期報告等の機会を捉えて、落下物の危険がある部分について、落下防止対策をするよう促します。また、特に通行人が多い場所の建築物で落下の恐れのある部分がある場合は、建築物防災週間等の際に建築物の所有者等に点検、改善を促すものとします。

B. 天井等の脱落対策

東日本大震災では、体育館、劇場、商業施設、工場等の大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物も含めて脱落する被害が生じました。こうした状況を踏まえて、建築基準法施行令第39条第3項において特定天井の構造が規定され、平成25年国土交通省告示第771号において新たに天井脱落対策の基準が定められました。特定行政庁においては、このような被害を防止するために、建築基準法による定期報告等の機会を捉えて、建築物の特定天井の脱落や配管等の設備の落下の危険がある部分についてその防止対策をするよう促すものとします。

C. ブロック塀倒壊対策

地震時において、コンクリートブロック塀等は、倒壊しやすく、通行人に危害を与えることや道路を塞ぐことがあります。市はパンフレットの配布等を通じて知識の普及に努め、危険なブロック塀等の撤去、改善の指導及び生垣助成事業（（公財）市川市花と緑の街づくり財団）の活用を促進していきます。

また、市では、被災時にも安全に道路を通行できるように、道路等に面し地震時に倒壊する恐れのある危険なコンクリートブロック塀等の撤去に対する助成を行います。

以下の道路等は地震災害時に避難上重要となることから、「避難路」として位置付け、重点的にブロック塀の倒壊防止の促進を図ります。

- ・ 通学路
- ・ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定により作成された市川市地域防災計画で定める緊急活動道路
- ・ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定により作成された千葉県地域防災計画で定める緊急輸送道路
- ・ 道路法（昭和27年法律第180号）第48条の17第1項の規定により国土交通大臣が指定する重要物流道路および代替・補完路
- ・ 建築基準法第42条等に規定する道路のうち、小学校避難所から半径1500m以内のもの

D. エレベーター及びエスカレーターに対する安全対策

建築物の高層化が進む中、地震の発生に伴い、エレベーターが緊急停止し、内部に長時間閉じ込められたり、エスカレーターが脱落するなどの事態が問題となっています。

エレベーターやエスカレーターには、建築基準法による報告が義務付けられており、市はエレベーターやエスカレーターの設備に関する報告等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し、エレベーターの地震時管制運転装置の設置等、閉じ込め防止対策を講ずるよう指導するものとします。

E. 関連団体との連携

市は県、他市及び建築関連団体と情報交換を密に行い、連携して耐震診断及び耐震改修等の普及・促進に取り組んでいくものとします。

千葉県特定行政庁連絡協議会は、県内の特定行政庁によって組織され、特定行政庁相互間における連絡調整と緊密化を図り、もって建築行政の円滑な運営を図るために設置されています。県内の所管行政庁における指導、助言、指示、公表及び特定行政庁における建築基準法による勧告又は命令に関する意見交換や連絡調整に努め、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進していきます。

F. その他

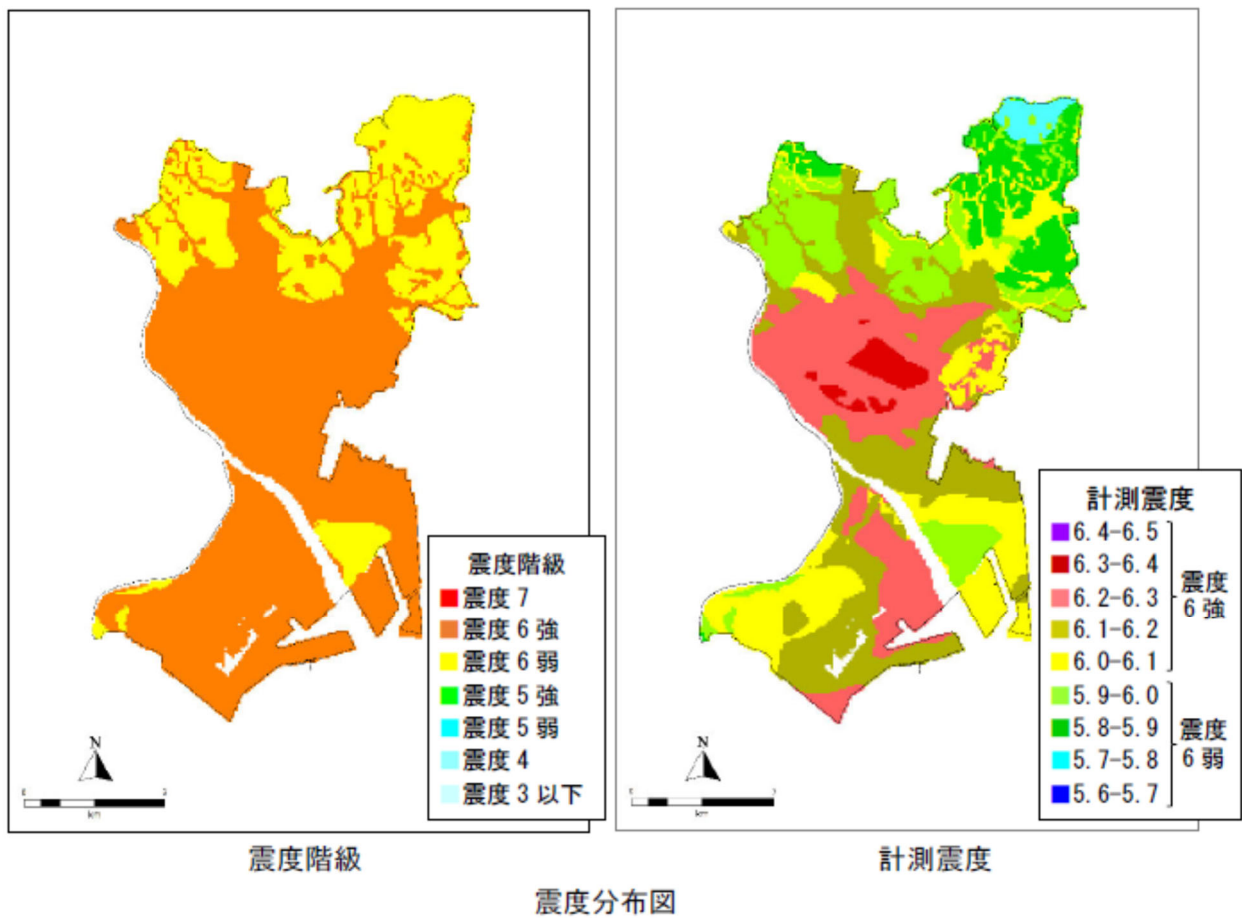
本計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定めるものとします。

第6章 参考資料

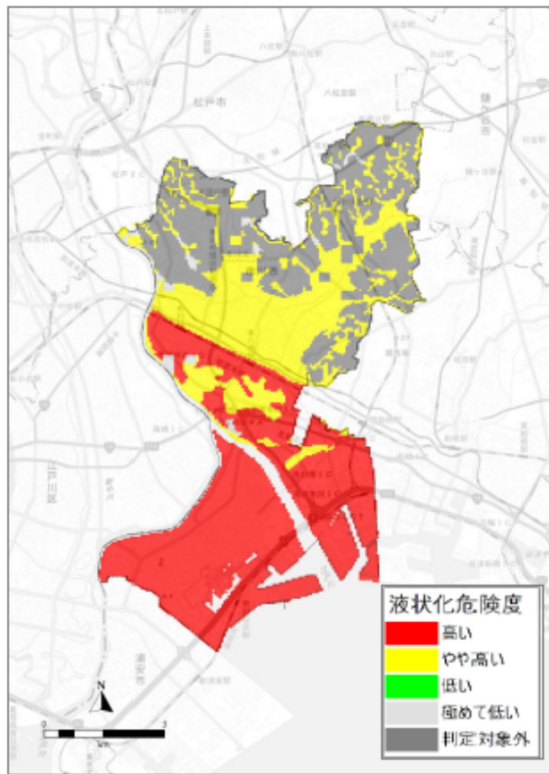
6.1 地震被害の想定

「市川市地域防災計画（震災編）」より抜粋

1. 想定地震による震度

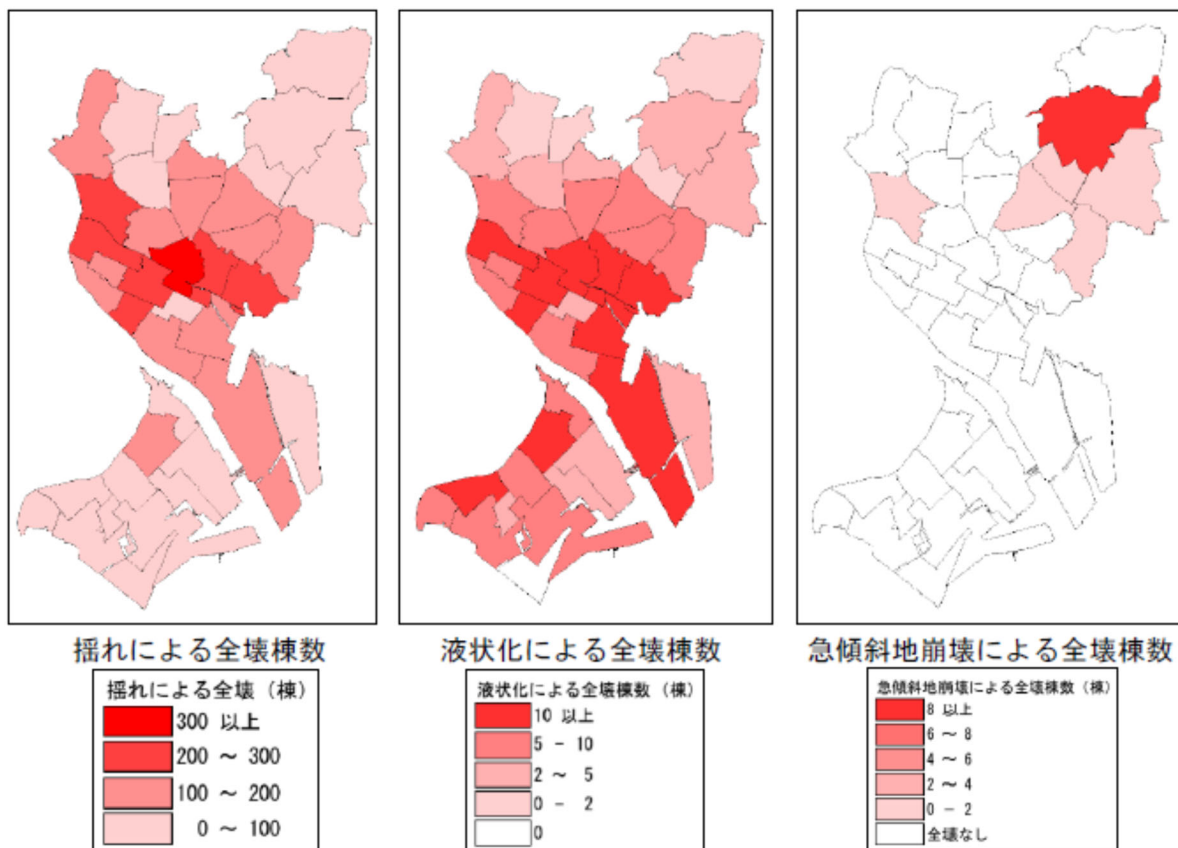


2. 液状化被害

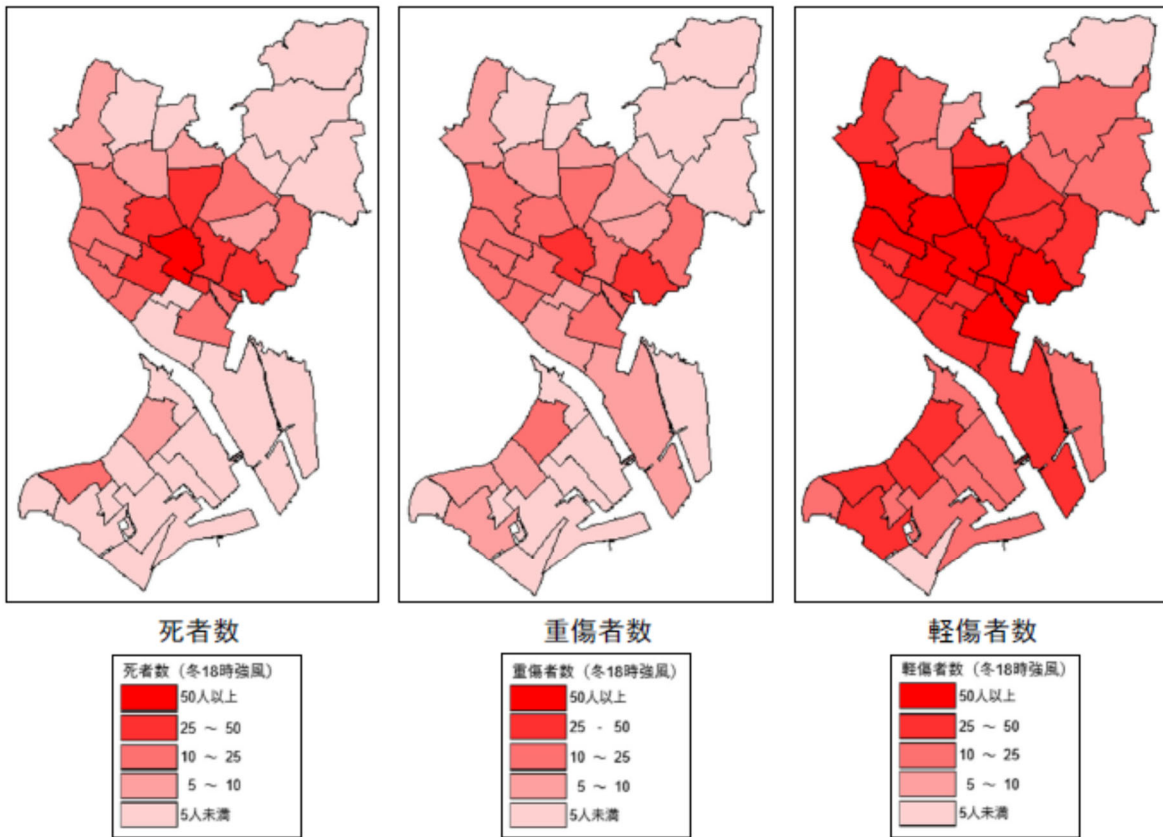


液状化危険度

3. 建物被害



4. 人的被害



5. 火災による被害

